

# 医協ニュース

第3号

## ■ 今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 医学書籍 WEB 購買・FAX 購買サービスのご案内
- ☐ 宮城県医師会からのお知らせ
  - 医療法人制度改革に伴う定款変更手続きについて
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 第10回医協セミナーのご報告

- ☐ 第11回・第12回医協セミナーのご報告
- ☐ 今後の活動予定
  - 医協セミナー開催予定
- ☐ 保険一覧表作成サービス（個別相談を利用して③）
- ☐ 知らないと損する保険の仕組み②

## 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、平成19年9月1日より「医学書籍 WEB 購買・FAX 購買サービス」を開始しております。

### 10% OFF！ さらに送料無料！！

和書・洋書のあらゆる書籍が10% OFFで購入いただけます。さらに送料無料で書籍をお届けいたします。

### ネットで本を簡単検索・購入

和書200万件・洋書300万件の膨大な情報にアクセス可能。最新の書籍情報を検索して、目的の書籍を簡単に購入できます。また、ご注文いただいた書籍の入荷状況も画面上からご確認いただけます。絶版・品切れ等の事故情報もメールでご連絡いたします。

ネット環境がない先生方もFAXでご注文いただけます（専用注文用紙）。

### 宮城県医師協同組合から安心請求

ご注文いただいた書籍代金は、本組合より毎月まとめてご請求いたします。

### お申し込み方法

- ① 本組合へ「利用申込書」をご請求ください。
- ② 本組合より「利用申込書」をご送付いたします。
- ③ 「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXしてください。
- ④ 丸善よりID・パスワード・利用ガイドが郵送されます。
- ⑤ 利用ガイドに記載のURLにアクセスして利用が開始されます。



## 宮城県医師会からのお知らせ

### ● 医療法人制度改革に伴う定款変更手続きについて

医療法第5次改正（平成19年4月1日施行）に伴い医療法人制度が大きく変わりました。

今回の改革では、社会医療法人制度の創設など医療法人制度が大きく見直されており、施行日以後に新たに設立される医療法人だけでなく、既存の医療法人においても定款の一部を変更し、平成20年3月末日までに定款変更申請を行う必要があります。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ①事業報告書等の作成、閲覧並びに届出に関する事 | ④社員総会の招集に関する事  |
| ②監事の職務に関する事             | ⑤社員総会の定足数に関する事 |
| ③社員総会の議長に関する事           | ⑥公告に関する事       |

定款変更申請書類につきましては、宮城県医師会に定款変更許可申請書、定款新旧対照表並びに社員総会議事録の参考例（Word形式）をご用意しておりますので、ご希望の先生がございましたら下記までご連絡ください。

宮城県医師会総務課 TEL022-227-1591 FAX022-266-1480 E-mail: mma@miyagi.med.or.jp

## 活動報告（各種会議）

### 1 理事会

- (1) 第5回常務理事会 [平成19年9月12日(水)午後6時30分/宮城県医師会館]

### 2 関係団体各種会議

- (1) 全国医師協同組合連合会関係

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 1) 図書販売新規事業の勉強会      | [平成19年8月3日(金)東京都・全医協連会館]  |
| 2) 平成18年度第2回推薦会議     | [平成19年8月5日(日)東京都・全医協連会館]  |
| 3) 平成19年度第2回購買部調査研究会 | [平成19年10月6日(土)東京都・全医協連会館] |
| 4) 第35回通常総会          |                           |

[平成19年10月20日(土)～21日(日)東京都・ホテルグランパシフィックメリディアン東京]

## 第10回医協セミナーのご報告

去る平成19年9月20日（木）午後6時30分より「第10回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館を会場に開催しました。

今回は人事・労務対応に焦点を当て、「人事・労務対策研修——人事は人事（ひとごと）ではありません——」と題し、豊嶋社会保険労務士事務所の豊嶋正孝氏を講師に招きました。

当日は病医院の院長先生、事務長を中心に31名の皆様にご参加いただき、労働基準法に基づく就業規則作成の必要性、従業員の採用・退職にあたっての留意点、パートタイマーへの対応方法などについて、具体的な事例を交えながらご講演いただきました。

参加いただいた多くの方から「役に立った」、「労使間のトラブル防止策に関する具体的事例についての講演も行って欲しい」などのご意見をいただきました。

今回は人事・労務に関する基礎を学ぶという観点から総花的なテーマでご講演いただきましたが、来年度は参加いただいた皆様方のアンケート結果を踏まえ、「従業員の退職金制度」などテーマを絞ったセミナーを開催していく予定です。



## 第11回・第12回医協セミナーのご報告

去る平成19年10月18日(木)午後6時30分より「第11回医業経営セミナー」、11月15日(木)午後6時30分より「第12回医業経営セミナー」(主催:宮城県医師協同組合、共催:宮城県医師会)を宮城県医師会館を会場に開催しました。

今回は決算対策に焦点を当て、第11回医協セミナーは個人開業の医療機関を対象とし「決算対策って誰がやるの?—今からでも間に合うクリニック経営に役立つ決算対策—」と題して、第12回医協セミナーは法人開業の医療機関を対象とし「法人メリットを活かした決算対策—決算対策って誰がやるの?—」と題して、奥山税理士事務所所長の奥山亨氏を講師に招きセミナーを開催しました。

第11回医協セミナーは、院長先生を中心に14名の皆様にご参加をいただき、決算の基本的な考え方や医療法人化した場合にメリットがでる目安、具体的な決算対策の手法、職員退職金と決算対策について、第12回医協セミナーは、理事長先生を中心に21名の皆様にご参加いただき、法人メリットを活かした具体的な決算対策の手法などについてご講演いただきました。

参加いただいた多くの方から「役に立った」というご意見をいただいたほか、「必要経費に参入する際の注意点に関する資料が欲しい」といったご意見もいただきました。



第11回医業経営セミナーより

## 今後の活動予定

### ● 医協セミナー開催予定

	開催テーマ	開催内容	開催月	開催場所
第13回	医業経営セミナー ～病医院の健康診断書を 読みこなそう!～	病医院の健康診断書(=決算書)を読みこなせば病医院の強みと弱みが手に取るようになり、対策も打ちやすくなります。一見複雑な決算書を簡単に読みこなせる方法をお伝えいたします。	1月	宮城県 医師会館
第14回	マナーマネジメントセミナー ～患者との コミュニケーション技法～	患者満足度がアップすれば自然と患者の数は増えていきます。口コミ効果を生み出す「患者とのコミュニケーション技法」をお伝えします。	2月	宮城県 医師会館

## 保険一覧表作成サービス(個別相談を利用して③)

宮城県医師協同組合に加入したものの、失礼なことではあるが特別な期待もしていませんでした。昨秋、保険一覧表作成サービスの案内がありました。自分なりに加入保険会社一覧表なるものを作ってはいたものの、保険会社の連絡先と死亡保険金額の大雑把なことぐらいしか把握していませんでした。わが家の保険金額の少なさなど不安があったので、個別相談を申し込みました。担当者には何度も足を運んでいただき家族全員の保険について保険種類、保険期間、振込期間、補償内容、保険料などの一覧表を作成していただきました。一覧表により不足の保険が一目瞭然となり、かつ適切なアドバイスをいただき大変助かりました。早一年経過したが職員の退職にそなえての保険適用などを教えてもらい大変助かっております。この保険一覧表作成サービス利用価値きわめて大です。

大崎支部 古川駅前岡本クリニック 院長 岡本 康太郎

### 保険の整理をご希望の先生方へ

宮城県医師協同組合では先生方がご加入されている保険の一元管理ができますよう、加入保険の一覧表を作成する「保険証券一覧表作成サービス」(無料)を実施しております。ご希望の方は宮城県医師協同組合までご連絡ください。

## 知らないで損する保険の仕組み②

### ● 保険期間って延長できるの？

生命保険はどれも毛嫌いされることの多い商品のようです。それは商品としてのわかりにくさ、営業のしつこさ・強引さなどに起因しているのではないのでしょうか。生命保険という商品自体に良し悪しはないのですが、その商品が個々人のニーズに合っているか合っていないかで良し悪しが別れてしまうわけです。

そこで今回から、生命保険での気付きにくい間違いや勘違いについてお届けしています。特に先生方に多い間違いを具体的に取り上げ、解決策をお伝えしています。

#### ■ 陥りやすい落とし穴

B先生は開業されたばかり。保障を目的に安く生命保険に入りたいため、期間の短い70歳までの定期保険を選ぼうと思いましたが、保険会社からは期間の長い保険でなければ70歳以降の保障ができないからと、終身保険を勧められました。

### 本当にそうでしょうか？……受取るときのことを考えてみましょう

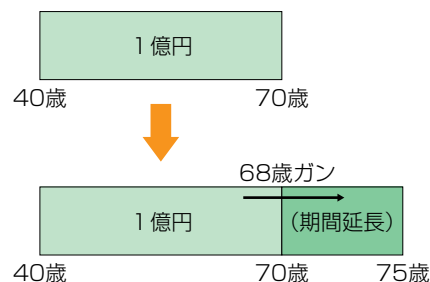
生命保険は保険金額（保障額）が上がれば保険料（値段）は上がります。また、保険期間を長くすれば保険料は高くなります。開業時は大きな借入れもありますし、家族への保障も考えると、とても大きな保険が必要となるでしょう。でも、経営が安定するまでは、できるだけ保険料は安くしたいですね。そこで、B先生は保障額の大きさを保険期間より優先させようとしたわけです。それに対し、保険会社の方は保険期間を優先させるべきと勧めているわけです。70歳以降の保障がなければ、健康で長生きした場合に保険が無駄になってしまうという考えなのでしょう。ちなみに、ある大手保険会社で試算すると……

○70歳定期保険 1億円 40歳時加入 約70,000円/月 ○終身保険(70歳払済) 1億円 40歳時加入 約270,000円/月

同じ1億円の保障でも、保険料が月々20万円近く違ってくるのです。結構大きな金額です。

さて、保険金額も保険期間も両立させる方法はないのでしょうか？

40歳の時に、70歳までの定期保険1億円に加入したとします（右図参照）。この保険は、70歳までの保障です。この保険に加入していて、もしも71歳で亡くなったとしたらこの保険から保険金は払われるのでしょうか？ たとえ1歳の違いといっても、残念ながら、当然この保険はすでに70歳で消滅していますよね。では、68歳でガンになってしまった場合はどうでしょう。今はガンといってもすぐに亡くなるわけではありません。闘病生活の末、71歳で亡くなったとしましょう。この場合も70歳までの保険では機能しませんよね。どちらにしても1億円は残念ながら支払われません。では、月々20万円、年間で240万円、70歳までで7,200万円も多く払わないと70歳以降の保障は保てないのでしょうか？



保険会社によってはそのような場合でも1億円を受け取ることができます。もちろんそのままでは1億円を受け取ることはできません。ではどうすればいいのでしょうか。68歳でガンとわかった時点で、70歳の保険を例えば75歳まで延長します。専門的には「期間延長」という手続きです。実は、生命保険にはこのような期間を変更する機能が付いている場合があります。生命保険は、健康状態が悪くなってからでは加入できないのですが、この期間延長という権利は、たとえガンにかかっても利用することができます。健康状態に関係なく活用できるのです。この機能を使えば、加入時には保険期間を短く、保険金額を大きくして保険料を安く始めたとしても、後で期間を自由に延ばすことができます。ところが、この機能を活用している人を見たことがありません。なぜなのでしょう？ もちろん契約者が知らないということもありますが、実は営業員も知らないばかりか、保険会社の人が知らないのです。そこで事前にこのような説明をしている営業員もいないのです。先生の保険担当者は、このような話をしてくれたことがありますか？ この機能は、すべての保険会社の商品に付いているわけではありません。また、保険会社によって若干取り扱い基準が異なりますので、詳細は保険会社に確認ください。

(株)リスクマネジメント・ラボラトリー（宮城県医師協同組合業務委託先） 大友 弘 信

### お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町 1-5（宮城県医師会館内 3階）  
TEL 022-722-8241 FAX 022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp